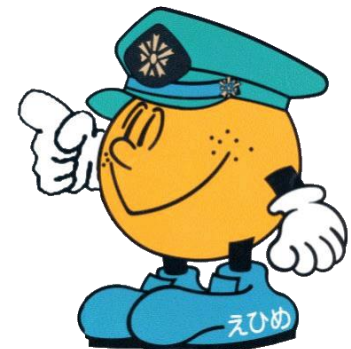


特例施設占有者とは？

～ここでは、特例施設占有者について
ご説明します～

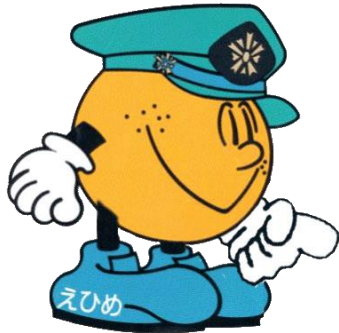


特例施設占有者制度について

- 公共交通機関や店舗など多くの落とし物や忘れ物を取り扱う事業者を対象に特例施設占有者制度が新設されました。

一定の公共交通機関及び都道府県公安委員会から指定を受けた施設の占有者(特例施設占有者)は、**2週間以内**に拾得物に関する事項を警察に届け出たときは、その拾得物を自ら**保管**できます。

特例施設占有者の要件(1/3)



- **交通機関や店舗などの施設占有者のうち特例施設占有者となるのは、次頁の①～④の一定の公共交通機関及び都道府県公安委員会の指定を受けた施設占有者(⑤)です。**

(遺失物法第17条、遺失物法施行令第5条等)

特例施設占有者の要件(2/3)

- ① 鉄道事業法に規定する一定の鉄道事業(旅客の運送を行うものに限る。)の用に供する施設(旅客の利用に供するものに限る。)に係る施設占有者であって、同法の許可を受けたもの
- ② 道路運送法に規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する施設(旅客の利用に供するものに限る。)に係る施設の占有者であって、同法の許可を受けたもの
- ③ 海上運送法に規定する一般旅客定期航路事業のように供する施設(旅客の利用に供するものに限る。)に係る施設占有者であって、同法の許可を受けたもの
- ④ 航空法に規定する国際航空運送事業又は国内定期航空運送事業(旅客を運送するものに限る。)の用に供する施設(旅客の利用に供するものに限る。)に係る施設占有者であって、同法の許可を受けたもの

特例施設占有者の要件(3/3)

- ⑤ 不特定かつ多数の者が利用する施設に係る施設占有者であって、次に掲げる要件に該当するものとして国家公安委員会規則で定めるところによりその施設の所在地を管轄する都道府県公安委員会が指定したもの
- 取り扱う捨得物件の数が①から④に掲げるものに準じて多数に上ると認められる者であること。
 - 破産手続開始の決定を受け復権を得ない者及び禁錮刑以上の刑に処せられ執行を終わり2年以上経過しないなど一定の欠格事由に該当しない者であること。
 - 取り扱う捨得物件を適切に保管するために必要な施設及び人員を有する者であること。

特例施設占有者の拾得物の取扱いについて

- **特例施設占有者の場合、警察署長に提出(届出)するまでの期間が2週間になります。**
- 旧遺失物法では、全ての施設占有者は、拾得者から拾得物の交付を受けた日から1週間以内に警察署長に差出しを行っていましたが、**特例施設占有者に該当する事業者は、この期間が2週間になりました。**

(通常の施設占有者は、従来どおり1週間です。)

ただし、禁制品や政令で定める高額な物件(10万円以上の物件)にあっては1週間以内です。

(遺失物法第17条)

特例施設占有者に係る提出の免除

特例施設占有者は、交付を受け、又は自ら拾得をした物件（令第6条で定める高額な物件を除く。）を遺失者に返還することができない場合において、**交付又は拾得の日から2週間以内に、保管物件届出書により当該物件に関する事項を警察署長に届け出たときは、提出をしないことができます。**この場合において、特例施設占有者は、善良な管理者の注意をもって当該物件を保管しなければなりません。

※ 取り扱った拾得物を自ら保管するか、又は警察署長に提出するかは、特例施設占有者自身の判断によります。

【特例施設占有者であっても提出を免除されない高額な物件】

- 10万円以上の現金
- 額面金額又はその合計額が10万円以上の有価証券
- 貴金属、宝石その他の物であってその価額又はその合計額が10万円以上であると明らかに認められる物件

（遺失物法第17条、遺失物法施行令第6条）

保管物件届出書について

- 拾得物を保管する場合は、電磁的記録（データ）による届出又は次の様式による書面の届出が必要となります。

別記様式第13号（第17条、第21条、第23条関係）

保管物件届出書				
第17条 遺失物法 第20条第3項 の規定により届出をします。 第21条第2項				
警察署長 殿		年 月 日		
氏名又は名称		住所又は所在地		
電話番号その他の連絡先				
受付簿番号				
保管施設の名 称 等	名称 所在地 電話番号その他の連絡先			
番号	物件の種類及び特徴等	拾得日時・場所	交付日時	整理番号
	現金 物 品			
	(貴重物件に該当 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無)			
	売却・処分理由	保管届出日		
	売却・処分方法	売却・処分予定日		
	(貴重物件に該当 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無)			
	売却・処分理由	保管届出日		
	売却・処分方法	売却・処分予定日		
	(貴重物件に該当 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無)			
	売却・処分理由	保管届出日		
	売却・処分方法	売却・処分予定日		
	(貴重物件に該当 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無)			
	売却・処分理由	保管届出日		
	売却・処分方法	売却・処分予定日		
	(貴重物件に該当 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無)			
	売却・処分理由	保管届出日		
	売却・処分方法	売却・処分予定日		
	(貴重物件に該当 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無)			
備考				

備考 1 余の欄には、記載しないこと。
 2 不要の文字は、横線で消すこと。
 3 □印のある欄については該当の□内にシ印を付すこと。
 4 「売却・処分理由」欄、「売却・処分方法」欄、「保管届出日」欄及び「売却・処分予定日」欄は、物件の売却又は原簿の届出をする場合に記載すること。
 5 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

特例施設占有者による売却等

- 保管物件が滅失し、若しくは毀損するおそれがあるとき又はその保管に過大な費用若しくは手数を要するときは、事前届出をしたときは、これを売却することができます。ただし、遺失物法第35条各号に掲げる物（所有権を取得することができない物件）についてはこの限りではありません。
（遺失物法第20条第1項）
- 傘や衣類など大量・安価な物件等は、**2週間以内**に落とし主が見つからない場合において、事前届出をしたときは、売却することができます。
（遺失物法第20条第2項）
なお、売却した場合、売却による代金から売却に要した費用を差し引いた残金を物件とみなし保管することとなります。

【売却できる物（遺失物法施行令第3条）】

- 1 傘
- 2 衣類
- 3 ハンカチ、マフラー、ネクタイ、ベルトその他衣類と共に身に付ける繊維製品又は皮革製品
- 4 履物
- 5 自転車
- 6 動物

特例施設占有者による処分

- 売却につき買受人がない場合等において、事前届出をしたときは（売却の際に届出をしている場合を除く。）、物件の廃棄その他の処分をすることができます。（遺失物法第21条）

【廃棄等の処分ができる場合】

- 1 売却につき買受人がないとき。
- 2 売却代金の見込額が売却費用に満たないと認められるとき。
- 3 売却することができないと認められるとき。

特例施設占有者の売却及び処分の方法・手続について

- 売却及び処分の方法・手続は、警察署長による売却及び処分の場合と同様のものとなります。



【売却の方法】（遺失物法施行令第7条）

- 原則として一般競争入札又は競り売り
- ただし、次に掲げる物のいずれかに該当する物件については、随意契約により売却することができる。
 - (1) 速やかに売却しなければ価値が著しく減少するおそれのある物
 - (2) 一般競争入札等に付したが買受けの申込みをする者がなかった物
 - (3) 売却による代金の見込額が1万円を超えないと認められる物

拾得物を自ら保管した場合の手続

- 帳簿を備え付け、保管した物件に関する事項を記載することとなります。
(遺失物第23条)
- 遺失者が判明したとき、遺失者に返還するとき、遺失者が判明せず拾得者に所有権が移転するとき等には、遺失者や拾得者に通知をすることとなります。
(遺失物法施行規則第35条第1項)
- 遺失者に返還するとき、所有権を取得した拾得者に引き渡すときは、本人確認をする必要があります。
(遺失物法第22条第1項、遺失物法施行規則第37条第1項)
- 拾得者が、報労金や費用請求権を主張している場合は、遺失者に「拾得者と遺失者が互いの氏名・住所等を知る必要があること」、「拾得者からの求めに応じ、遺失者の氏名・住所等を告知すること」を伝える必要があります。
(遺失物法第22条第2項及び第3項、遺失物法施行規則第35条第1項～第3項)
- 個人情報関連物件は、遺失者が判明しなかった場合は、速やかに廃棄することとなります。
(遺失物法第21条第1項、遺失物法施行規則第38条)

特例施設占有者制度に関するお問い合わせについて

- 各警察署会計課又は警察本部会計課まで

(受付時間：愛媛県の休日（土・日曜日、休日及び12/29～翌年1/3までの日をいう。）以外の平日8：30～17：15までの間にお問い合わせします。)